

平成 22 年 3 月 29 日

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録にかかるサンプル調査の実施状況について（中間集計）

I. 調査の趣旨等

（→ 別紙 1、2 参照）

II. 本人調査の実施状況

- 調査対象者数： 2,000 人（受給者 1,500 人、受給者以外 500 人）
 うち 2 月末までに調査実施： 1,538 人（受給者 1,159 人、受給者以外 379 人）

（注）受給者・受給者以外の別は、平成 20 年 12 月現在の基礎年金番号ファイルの状況による。

1. 2 月末までに調査を実施した上記 1,538 人の状況

*（ ）内は、上記 1,538 人に対する割合

- | | |
|---|----------------|
| ① 面談調査を行うことができた | 1,050 人（68.3%） |
| ② 調査対象者が死亡 | 26 人（1.7%） |
| ③ 調査対象者の住所が不明 | 62 人（4.0%） |
| ④ 調査対象者の入院などにより面談が困難 | 87 人（5.7%） |
| ⑤ 戸別訪問を繰り返し試みたが、調査対象者が不在 | 166 人（10.8%） |
| ⑥ 調査に応じていただけなかった | 106 人（6.9%） |
| ⑦ 脱退手当金の支給が取り消され、脱退手当金の支給対象期間が支給対象外期間に訂正されていた | 14 人（0.9%） |
| ⑧ 脱退手当金の支給日前の厚生年金加入期間がすべて脱退手当金支給対象期間となっていた | 27 人（1.8%） |

（注）上記⑦及び⑧のケースは、調査対象者を抽出した際のデータとのタイムラグにより生じたもの。

2. 面談調査を行うことができた上記 1,050 人の調査結果

*（ ）内は、上記 1,050 人に対する割合

（1）実際に脱退手当金の支給を受けたか

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 支給を受けた | 723 人（68.9%） |
| ② 支給を受けていない | 113 人（10.8%） |
| ③ 覚えていない | 214 人（20.4%） |

（注）上記①には「たぶん支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん支給を受けていないと思う」との回答があったケースを含む。

(2) 上記(1)の回答が①(支給を受けた)であった方(723人)の状況

ア. どのように脱退手当金の支給を受けたか

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 自分で請求して直接支給を受けた | 338人 (32.2%) |
| ② 事業所を通じて支給を受けた | 259人 (24.7%) |
| ③ 覚えていない | 126人 (12.0%) |

(注) 上記①には「たぶん自分で請求して直接支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん事業所を通じて支給を受けたと思う」との回答があったケースを含む。

イ. 上記ア.の回答が②(事業所を通じて支給を受けた)であった方が、脱退手当金の請求や受取りについて委任状を書いたか

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 委任状を書いた | 17人 (1.6%) |
| ② 委任状は書いていない | 85人 (8.1%) |
| ③ 覚えていない | 157人 (14.9%) |

(注) 上記①には「たぶん委任状を書いたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん委任状は書いていないと思う」との回答があったケースを含む。

ウ. 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の支給対象外となっている加入期間がある理由や経緯について心当たりがあるか

- | | |
|------|--------------|
| ① ある | 260人 (24.8%) |
|------|--------------|

* 主な回答

- ・ 支給対象外期間について、加入していたことを知らなかった(加入していたかどうか覚えていなかった)。
- ・ アルバイトやパートであったこと、短期間の勤務であったことから加入していたと思っていなかった。
- ・ 被保険者証を持っていなかったため、再就職の際に新たな番号で加入したなど、別の番号で加入していた。
- ・ 再就職の際、会社に前の加入歴(番号)を伝えなかった。
- ・ 脱退手当金の手続きを会社が行ったため、担当者は支給対象外期間のことが分からなかった(と思う)。
- ・ 支給対象外期間については年金請求手続きや年金相談の際など後から判明した。
- ・ 全ての加入期間を含めて支給されるという制度を知らなかった。

- | | |
|------|--------------|
| ② ない | 463人 (44.1%) |
|------|--------------|

エ. 心当たりがある場合、手がかりとなるような資料を持っているか

① 持っている 9人 (0.9%)

* 持っている資料として提示のあったもの

- ・ 厚生年金保険被保険者証
- ・ 年金手帳
- ・ 脱退手当金支給決定通知書
- ・ 厚生年金被保険者期間回答書 (旧姓での被保険者期間の照会への回答)

② 持っていない 714人 (68.0%)

(3) 上記(1)の回答が②(支給を受けていない)であった方(113人)の状況

ア. 退職時に、事業所から退職金などの一時金の支給を受けたか

① 支給を受けた 24人 (2.3%)

② 支給を受けていない 69人 (6.6%)

③ 覚えていない 20人 (1.9%)

(注) 上記①には「たぶん支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん支給を受けていないと思う」との回答があったケースを含む。

イ. 脱退手当金以外の社会保険の給付(傷病手当金、出産育児一時金など)について、事業所を通じて受け取ったことがあるか

① 事業所を通じて受け取ったことがなかった 90人 (8.6%)

② 事業所を通じて受け取ったことがある 2人 (0.2%)

③ 覚えていない 21人 (2.0%)

(注) 上記①には「たぶん事業所を通じて受け取ったことはなかったと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん事業所を通じて受け取ったことがあると思う」との回答があったケースを含む。

ウ. 上記イ.の回答が②(事業所を通じて受け取ったことがある)であった方が、当該給付の請求や受取りについて委任状を書いたか

① 委任状を書いた 0人 (0.0%)

② 委任状は書いていない 2人 (0.2%)

③ 覚えていない 0人 (0.0%)

(注) 上記①には「たぶん委任状を書いたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん委任状は書いていないと思う」との回答があったケースを含む。

エ. 当時の事情を確認する手がかりとなるような資料を持っているか

① 持っている 1人 (0.1%)

* 持っている資料として提示のあったもの

- ・ 厚生年金保険被保険者証 (脱表示あり)

② 持っていない 112人 (10.7%)

オ. 記録回復の申立てを行うか

- | | |
|------------|------------|
| ① 行う | 59人 (5.6%) |
| ② 行わない | 28人 (2.7%) |
| ③ 考えさせてほしい | 26人 (2.5%) |

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない 被保険者期間がある記録に係るサンプル調査について

1. 調査の趣旨

脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある記録（以下「該当記録」という。）について、一定のサンプルを抽出し、本人への聞き取り調査や事業所への調査を行うことにより、実際に脱退手当金が支払われていたかどうかや当時の経緯等について確認を行う。

2. 調査方法

(1) 調査対象

- 該当記録（約19万件（別紙2参照））から、2,000件（受給者15,000件、受給者以外500件）のサンプルを抽出。（死亡が確認されている者の記録を除く。）

(2) 調査方法

① 本人調査（本人居住地管轄年金事務所において実施）

- ・ 年金事務所職員が、本人の自宅等を訪問して聞き取り調査を行う。
- ・ 聞き取り調査における主な質問事項は以下のとおり。
 - ア 実際に脱退手当金の支給を受けたかどうか
 - イ 上記アで、脱退手当金の支給を受けたとの回答の場合
 - 脱退手当金対象外の被保険者期間が残った原因についての手がかりとなるような情報について（当該脱退手当金請求時の経緯など）
 - ウ 上記アで、脱退手当金の支給を受けていないとの回答の場合
 - そのような記録となった原因についての手がかりとなるような情報について（退職金の受給状況、当時の事情を知っている可能性のある事業所関係者の情報、被保険者証等の関係資料の有無など）
- ・ 本人調査の結果は、各年金事務所から機構本部に報告させる。

② 事業所調査（事業所管轄年金事務所において実施）

- ・ 本人調査において、脱退手当金の支給を受けていないとの回答の場合であって、(ア) 事業所が現存している場合、又は (イ) 事業所は現存していないが、本人から当時の事情を知っている可能性がある事業所関係者の情報が聴取できた場合においては、事業所に対して調査を実施。
- ・ 当該調査においては、当該事業所において脱退手当金の代理請求を行っていたかなど、当時の事情について事業所関係者から聴取するとともに、関係資料が残されていないかについて調査を行う。

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録の抽出について

1. 抽出作業の趣旨

- 本来、脱退手当金を支給する際には、支給日より前のすべての厚生年金被保険者期間を計算の基礎とすることとされている。
- しかしながら、支給日より前の被保険者期間の一部が脱退手当金の計算の基礎とされていない事例があることが指摘されているところ。
- 今回、こうした事例の実態調査を行うための基礎データを得るため、厚生年金被保険者記録から当該事例に該当する記録を抽出する作業を行った。

2. 抽出方法

- オンライン上の厚生年金被保険者記録（注）から、脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間が脱退手当金の支給日より前にある記録（以下「該当記録」という。）を抽出。

（注）作業期間の短縮のため、旧社会保険庁においてオンライン上の被保険者記録等を解析サーバに取り込んだデータ（平成20年5月時点のもの）を使用。

3. 抽出結果

- 該当記録の件数 : 191,699件

うち、男性	10,901件
女性	180,798件

年金受給状況別・男女別内訳

（単位：件）

	男 性	女 性	計
受給者	1,020	135,785	136,805
受給者以外	9,100	37,325	46,425
死亡者	781	7,688	8,469
合 計	10,901	180,798	191,699

※ 受給状況・死亡状況は、平成20年12月現在の基礎年金番号ファイルの状況を反映。

（参考）脱退手当金の裁定総件数（昭和21年度～平成19年度）：644万件